令和４年 10 月 28 日

郡市区等医師会長　殿

大阪府医師会長
高　井　康　之
（公印省略）

地域包括診療加算・地域包括診療料に係る届出および
令和４年度研修会の実施予定について（現時点でのご案内）
（臨時的取り扱いは継続中）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大状況を受け、令和２年３月 19 日付で発出された厚生労働省保険局医療課・事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その６）」記載の、**「新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合においても、届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である」**取り扱いについては、現在も継続されております。

加えて、令和４年６月 29 日付で、同課・事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その 15）」が発出され、「地域包括診療加算・地域包括診療料 施設基準『慢性疾患の指導に係る適切な研修』」については、２年毎の研修修了に関する届出を２回以上行っていなくとも、**初回の申請から「４つのカリキュラムコード（29,74,75,76）を含め、当該研修は日医 e－ラーニングによる単位取得でも差し支えない」**とされました。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その６）

問５　区分番号「Ａ００１」再診料の注１２地域包括診療加算及び区分番号「Ｂ００１－２－９」地域包括診療料の　　施設基準に規定する慢性疾患の指導に係る適切な研修について、**２年毎の届出が必要とされているが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合においても、届出を辞退する必要があるか。**

（答）**届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である。ただし、研修が受けられるようになった場合には、速やかに研修を受講し、遅滞なく届出を行うこと。**

以上の通り、地域包括診療加算・地域包括診療料については、「更新の届出」は届出期間の猶予、「新規（初回）届出」は研修受講要件の緩和がなされておりますので、改めて貴会会員にご周知賜りますようお願い申し上げます。上記の内容は、本会「社会保険通報」第 907 号（令和４年 11 月末発行）において改めてご連絡させていただく予定です。

このように、届出に関する取り扱いは変更されておりますが、本会館での受講機会を求めるご意見について検討いたしました結果、本会では今年度、令和元年度の日医研修会の DVD 放映により、令和５年１月以降、「令和４年度 地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会」を２回開催することとなりましたのでご連絡申し上げます。

重ねて、上記『新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その６）』の（答）に示されております取り扱いは、現在も継続しております。本研修会を受講の上、更新の届出直しをされなくても、地域包括診療加算・地域包括診療料は、引き続き算定可能であることを申し添えます。

《 事務局 》大阪府医師会への問い合わせ
◇研修会に関すること　地域医療２課　TEL：06-6763-7002
◇診療報酬に関すること　保険医療課　TEL：06-6763-7001

【参考資料】

A001 再診料の注 12 に掲げる地域包括診療加算
B001-2-9 地域包括診療料の「慢性疾患の指導に係る適切な研修」を修了した医師について

＊対象となる研修

『日本医師会生涯教育制度 』 に係る研修（主催：日本医師会）

➡継続的に、２年間 で 通算 20 時間以上の研修を修了する必要があります。

＊講習の内容

20 時間の講習の中には、カリキュラムコード（ CC ）が

・「 29 認知能の障害」

・「 74 高血圧症」

・「 75 脂質異常症」

・「 76 糖尿病」

を含んでおり、それぞれ １時間以上 の研修を受講する必要があります。

（ほか、服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容が適切に含まれているもの。）

「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会」は、施設用件の中にある「慢性疾患の指導に係る適切な研修」に該当し、上記のカリキュラムを全て含む研修です。

＊届出について

初回の届出を行ったあとは、当該届出に係る診療報酬を算定する月の１日から起算して、２年ごとに、20 時間以上の受講記録 を添付し、所定の書類と共に届出する必要があります。
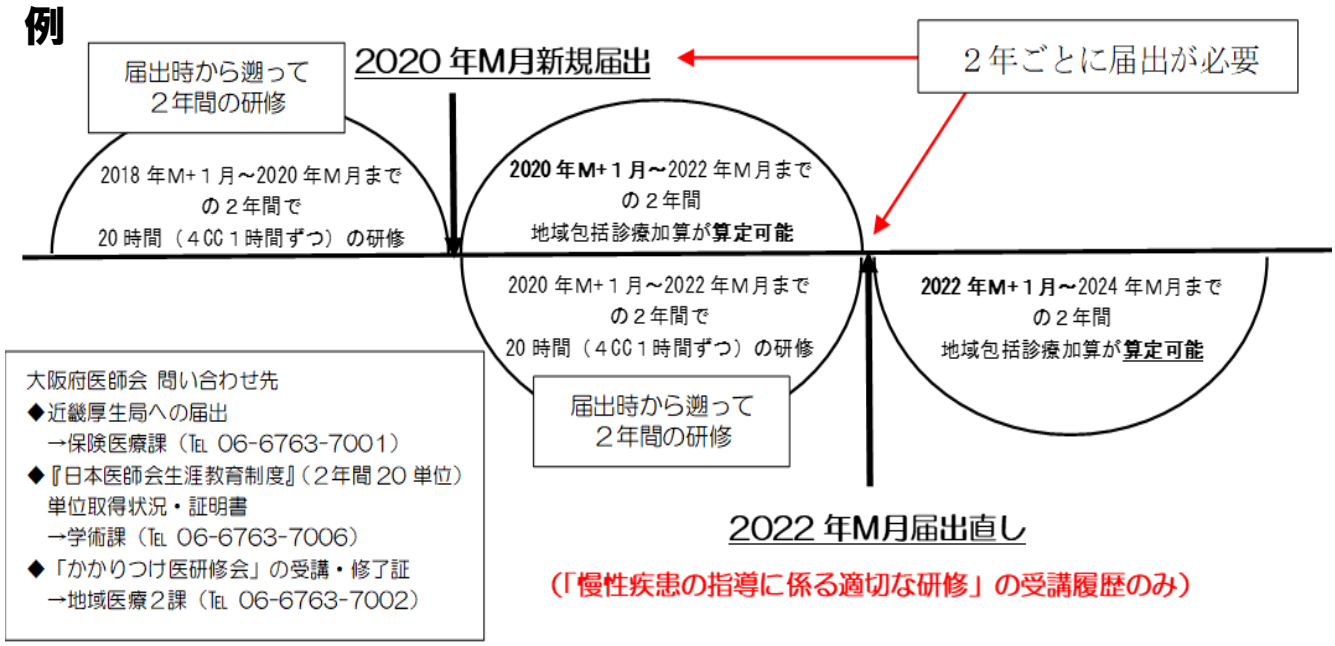
例